

船員保険保養所及び福祉センターの整理合理化計画について（案）

船員保険の福祉施設については、平成20年11月21日開催の船員保険事業運営懇談会において、平成22年1月以降の在り方を示した「船員保険福祉施設の整理合理化について」が了承され、

このうち、保養所及び福祉センターについては、

- ① 平成22年1月以降も福祉施設として存続が必要な施設
- ② 平成22年1月以降、経過観察施設として存続が必要な施設
- ③ 平成21年12月末までに廃止、売却する施設

に分類することとされた。

さらに、

- ・保養所については、平成21年12月末までに現在10施設ある保養所を半分に削減する（したがって、上記①若しくは③に分類する）
- ・福祉センターについては、上記②に分類する

とされたところである。

保養所については、下記1により施設を分類し、③施設と分類された施設については、下記2により廃止することとする。なお、福祉センターについては、別途整理検討する。

1 保養所の具体的な施設分類

(1) 分類方法

各施設毎に次の事項を指標として、総合的な評価を行う。

① 船員等利用状況

ア 過去5年間の船員等利用割合

イ 過去5年間の船員等利用人員

② 宿泊利用状況

- ア 過去5年間の定員利用率
- イ 過去5年間の客室利用率

③ 収支状況

- ア 過去5年間の収支率
- イ 過去5年間の収支累積額
- ウ 平成19年度末累積剰余額
- エ 収支率の改善状況

④ 施設建物

- ア 老朽化度
- イ 天然温泉の有無

⑤ その他

- ア 宿泊以外の利用状況
- イ 地域バランス
- ウ 施設の特徴 など

(2) 前記(1)を総合的に勘案し、以下のとおり分類する。

- ① 平成22年1月以降も福祉施設として存続が必要な施設
気仙沼、鳴子、三崎、箱根、焼津
- ③ 平成21年12月末までに廃止、売却する施設
稚内、鳥取、俵山、内子、指宿

2 廃止計画

- (1) 前記1により「平成21年12月末までに廃止、売却する施設」に分類された施設については、売却には一定の期間を要することを見込み、平成21年早期に廃止することとする。
- (2) なお、廃止に当たっては、関係者と十分に調整を図ることとし、代替施設の確保など被保険者等の福祉の増進には十分配慮することとする。

保養所及び福祉センター 評価一覧(平成19年度 決算後)

【保養所】

番号	都道府県名	施設名	設置年月	船員等利用割合 (過去5年間)	船員等利用人員 (過去5年間)	船保関係 評価点	定員利用率 (過去5年間)	客室利用率 (過去5年間)	利用率 評価点	収支率 (過去5年間)	収支率 評価点	収支累積額 (過去5年間)	累積額 評価点	累積剰余額 (平成19年度末)	剰余差 評価点	改善額 評価点	老朽度 評価点	天然温泉 評価点	評価点 合計	施設名
		配点		(15)	(15)	30	(10)	(10)	20		20		5		5	5	10	5	100	
1	北海道	稚内	昭和54年3月	4.3%	250人	0	51.2%	50.8%	12	107.9%	5	△ 14,364	3	4,072	2	1	3	5	31	稚内
2	宮城	気仙沼	平成3年2月	21.1%	1,447人	15	40.8%	69.0%	12	114.4%	2	△ 34,421	0	△ 9,977	0	0	7	0	36	気仙沼
3	宮城	鳴子	昭和60年10月	57.8%	8,110人	30	61.6%	79.7%	18	101.8%	10	△ 9,018	4	98,749	5	0	5	5	77	鳴子
4	神奈川	三崎	昭和56年7月	11.7%	918人	9	49.1%	64.9%	12	106.3%	5	△ 17,956	2	△ 6,126	0	0	4	0	32	三崎
5	神奈川	箱根	昭和61年10月	9.5%	1,215人	9	58.6%	69.8%	14	102.9%	10	△ 15,669	3	71,787	5	0	5	5	51	箱根
6	静岡	焼津	昭和54年3月	52.5%	5,732人	30	31.8%	58.1%	8	111.7%	2	△ 39,968	0	△ 48,039	0	0	3	5	48	焼津
7	鳥取	鳥取	昭和52年4月	9.7%	638人	3	51.0%	70.7%	16	105.4%	5	△ 13,259	3	26,214	3	0	1	0	31	鳥取
8	山口	俵山	平成12年12月	48.5%	929人	18	21.0%	23.9%	0	139.6%	0	△ 19,398	2	△ 30,533	0	0	10	0	30	俵山
9	愛媛	内子	昭和59年4月	2.6%	178人	0	38.6%	52.9%	8	107.6%	5	△ 12,592	4	20,666	2	0	5	0	24	内子
10	鹿児島	指宿	昭和55年3月	11.0%	414人	3	26.5%	43.9%	4	126.9%	0	△ 27,930	1	15,131	2	0	3	5	18	指宿

【福祉センター】

11	北海道	小樽	平成元年1月	3.9%	609人	3	60.1%	59.5%	14	102.6%	10	△ 33,944	1	△ 210,316	0	1	6	5	40	小樽
12	長野	長野	昭和53年4月	2.3%	395人	0	48.3%	71.4%	14	98.7%	15	16,683	5	△ 96,784	0	3	1	5	43	長野
13	兵庫	神戸	昭和46年7月	1.5%	288人	0	44.1%	53.3%	10	96.6%	15	75,396	5	67,434	3	5	1	5	44	神戸
14	福岡	久留米	平成7年7月	3.3%	453人	0	42.5%	57.8%	10	100.4%	10	△ 7,246	4	△ 98,779	0	3	8	5	40	久留米

保養所及び福祉センターの平均	—			17.1%	1,541人	8.6	44.7%	59.0%	10.9	108.8%	6.7	△ 153,686	2.6	△ 196,501	1.6	0.9	4.4	3.6	—	
----------------	---	--	--	-------	--------	-----	-------	-------	------	--------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----	-----	-----	---	--

※ 過去5年間は、平成15年度～平成19年度の5年間

※ 金額の項目についての単位は千円

「保養所及び福祉センター 評価一覧」の配点の考え方(案)

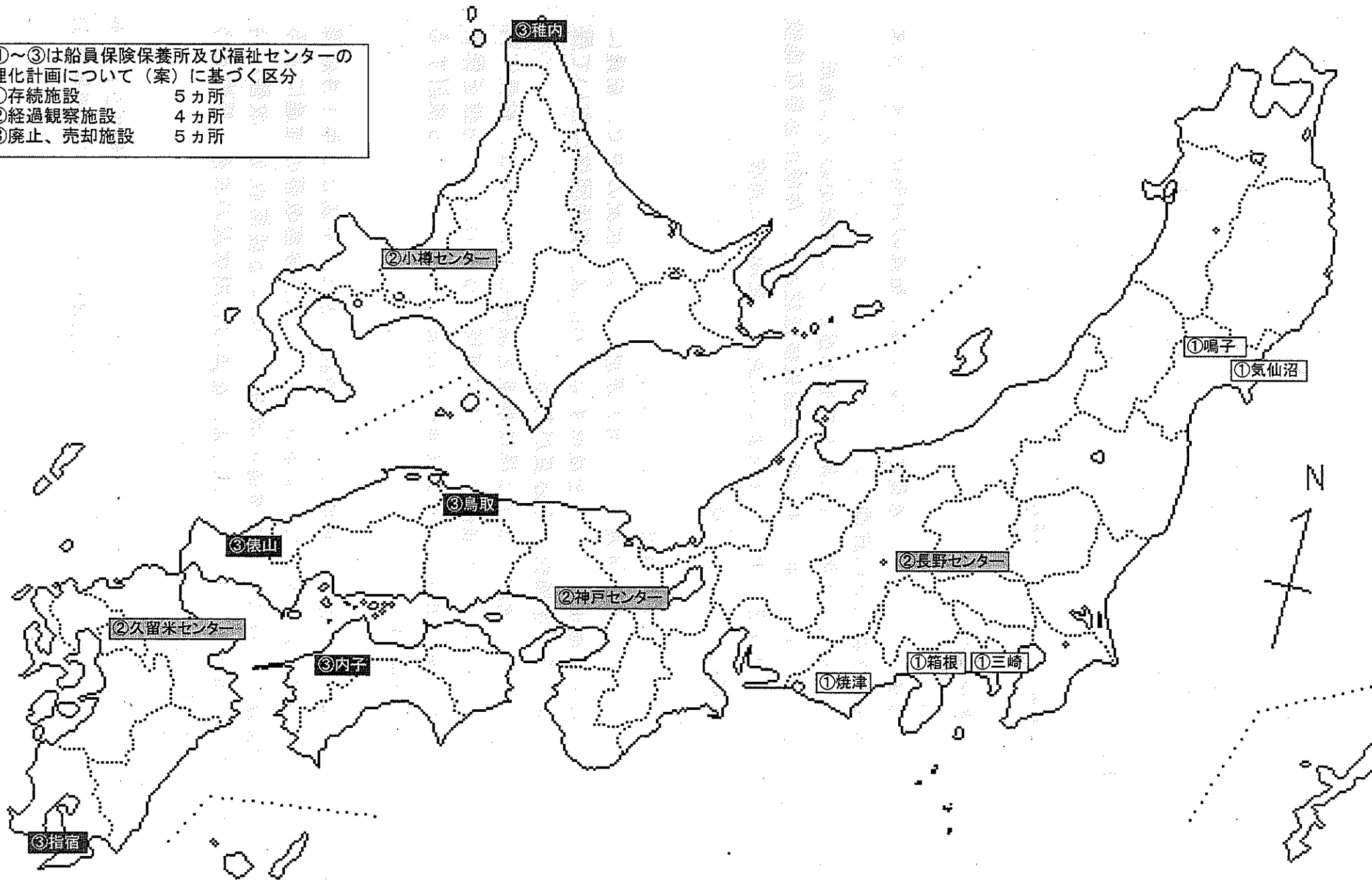
「船員保険保養所及び福祉センターの整理合理化計画について(案)」により、保養所の具体的な分類方法を提示し、それを基に「保養所及び福祉センター評価一覧」を作成したところであるが、その配点方法は以下のとおりとはどうか。

評価項目	配点	配点方法	配点の考え方
① 船員等利用状況	30点		船員の福祉事業として実施するに当たって、船員等が多く利用する施設を存続させることが重要と考える。
過去5年間の船員等利用割合	15点	50%以上15点、50～40%に12点、40～30%に9点、30～20%に6点、20～10%に3点を付与	
過去5年間の船員等利用人員	15点	3,000人以上15点、3,000～2,000人に12点、2,000～1,000人に9点、1,000～800人に6点、800～500人に3点を付与	
② 宿泊利用状況	20点		経営の安定を図る必要があることから、船員のみではなく、一般の方も含めた利用率についても考慮する必要があると考える。
過去5年間の定員利用率	10点	各々70%以上10点、70～60%に8点、60～50%に6点、50～40%に4点、40～30%に3点を付与	
過去5年間の客室利用率	10点		
③ 収支状況	35点		運営するうえで、収支の観点についても考慮する必要があると考える。
過去5年間の収支率	20点	95%以下20点、95～100%に15点、100～105%に10点、105～110%に5点、110～115%に2点を付与	
過去5年間の収支累積額	5点	上位1～2に5点、3～5位に4点、6～8位に3点、9～10位に2点、11～12位に1点を付与	
平成19年度末累積剰余額	5点	上位1～2に5点、3～4位に3点、5～7位に2点を付与	
収支率の改善状況	5点	過去3年の収支で、黒字基調であり更に収支が改善傾向である施設には5点、黒字基調であるが収支が改善傾向にない施設には3点、赤字基調であるが収支が改善傾向である施設には1点を付与	
④ 施設建物	15点		今後経営していくにあたり、施設本体についても考慮する必要があると考える。
老朽化度	10点	平成20年11月を起点として10年未満の施設に10点を付与、それ以降3年経過毎に1点ずつ減点し、起点から30年を経過した施設には1点を付与	
天然温泉	5点	温泉の有施設について5点を付与	

船員保険保養所及び福祉センターの整理合理化計画について(案)

①～③は船員保険保養所及び福祉センターの
合理化計画について(案)に基づく区分

- | | |
|----------|-----|
| ①存続施設 | 5カ所 |
| ②経過観察施設 | 4カ所 |
| ③廃止、売却施設 | 5カ所 |



船員保険福祉施設の整理合理化について（抜粋）

4 施設の類型ごとの考え方

(1) 福祉センター、保養所

② 今後の方向

- 福祉センター及び保養所については、船員の利用状況及び収支状況等を総合的に評価し、
 - i) 平成22年1月以降も福祉施設として存続が必要な施設
 - ii) 平成22年1月以降、経過観察施設として存続が必要な施設
 - iii) 平成21年12月末までに廃止、売却する施設に分類することとする。

- i) 及び ii) 施設については、
 - ・ 施設を福祉事業として国が運営できない状況の中で、船員に対する福祉サービスを維持するためには、関係団体において保有する途を検討する必要がある。
 - ・ また、施設における福祉事業を維持していく場合、船員に対するこれまでの福祉サービスを維持するためには、施設を保有する関係団体への施設整備等の必要な負担についても検討する必要がある。

- また、上記 i) 施設又は ii) 施設とされ、平成22年1月以降も存続が必要とされた保養所については、経営改善の推進による収益力の向上や費用構造の改革などによる経常収支の改善に努め、福祉センターについては、船員の利用状況の改善に努める必要がある。

- iii) 施設については、国（社会保険庁）において、原則として平成21年12月末までを目処に一般競争入札等により民間等への譲渡を進める。

- なお、施設を廃止したとしても船員の福利厚生を確保する観点から、船員が民間施設等を利用した場合にも利用料補助を行うなど、船員の選択肢を広げる新たな福祉事業について検討する必要がある。また、これまで廃止した施設の代替施設の利用状況が悪いことから、今後代替施設の利用状況の改善に向けた取組が必要である。

③ 具体的な施設分類

- 福祉センター及び保養所については、平成20年11月現在、福祉センター4施設、保養所10施設、合計14施設設置されている。今回の整理合理化については、宿泊利用状況、収支状況、施設の老朽度、地域バランス（公平性）等の状況を総合的に勘案し、存続が必要とされる施設であるかの判断を行うこととし、今後の具体的な分類に当たっては、以下を基本として行うこととする。

- ・ 保養所

平成21年12月末までに現在10施設ある保養所を半分に削減する。

したがって、保養所は、前記「② 今後の方向」における「i）平成22年1月以降も福祉施設として存続が必要な施設」と「iii）平成21年12月末までに廃止、売却する施設」に分類する。

- ・ 福祉センター

福祉センターについては、今後の船員利用状況の改善状況等を踏まえた判断が必要であるため、「ii）平成22年1月以降、経過観察施設として存続が必要な施設」に分類する。

ii）施設とされた福祉センターについては、経過観察期間終了までの間に、i）施設又はiii）施設へ分類する。

なお、福祉センターについては、平成21年12月末までの間も、出来るだけi）施設又はiii）施設への分類を検討する必要がある。

今後の具体的な分類において、iii）施設（廃止・売却）とされた施設の廃止に当たっては、廃止時期、代替施設の確保等について関係者と十分に調整を図ることとする。